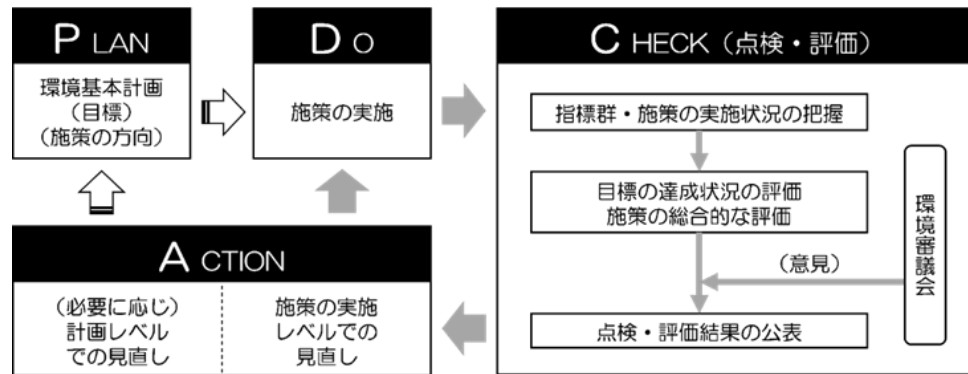


令和4年度(2022年度)
北海道環境基本計画〔第3次計画〕に基づく
施策の進捗状況の点検・評価結果(案)【概要版】

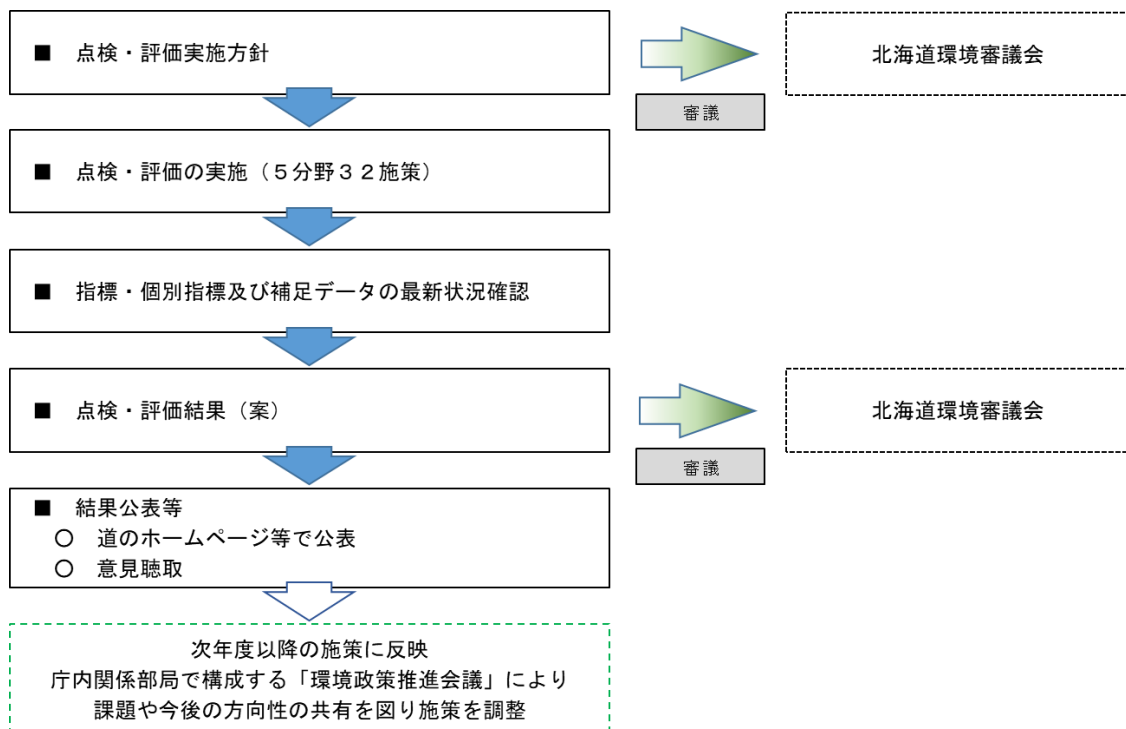
北海道環境基本計画〔第3次計画〕(以下、「基本計画」という。)では、その着実な推進を図るため、基本計画に基づく施策の進捗状況を定期的に点検・評価することとしており、この度、令和3年度における施策の進捗状況等について取りまとめました。

北海道環境基本計画(第3章 計画の推進)「3 計画の進行管理」

- 計画の着実な推進を図るため、計画に基づく施策の進捗状況を定期的に点検・評価します。
- 計画に基づく施策の進捗状況の点検・評価は、施策分野ごとに定める指標群の状況等や「施策の方向」に基づく各施策の実施状況などをもとに、各施策分野の目標の達成状況や施策の進捗状況の確認、各分野それぞれの視点から見た総合的な評価などを実施し、課題等を整理することにより行います。
- 点検・評価は、PDCAサイクルの考え方に基づき、適切で効率的・効果的なものとなるようにします。また、点検・評価の実施に当たっては、知事の附属機関である環境審議会の意見を聴きながら進めます。
- 点検・評価の実施結果等については、環境白書やホームページなどを通じて広く公表します。



点検・評価の流れ・方針



【令和3年度の主な取組】

ア 温室効果ガス排出抑制対策等の推進

- 道民や事業者の日々の暮らしや事業活動の中での省エネや脱炭素型ライフスタイルへの転換を呼びかける「ほっかいどう・省エネ3Sキャンペーン」の展開、北海道クールアース・デイ（7月7日）を中心とした期間の普及啓発や広域分散の本道の地域特性から全国と比べ排出量が多い運輸部門対策としてのエコ&セーフティドライブの周知などを実施。
- 豊富な再生可能エネルギーの活用を促進するため、畜産バイオマスや地熱、太陽光などを活用した地域におけるエネルギー地産地消の先駆的なモデルを創出する事業や新エネ設備の導入などの取組の支援を実施。
- 森林における吸収源対策として、計画的な伐採と着実な植林、手入れが行われていない森林の整備を推進するほか、木質バイオマスのエネルギー利用やカーボンオフセットを活用した森林づくりなどを実施。

イ 気候変動への適応策の推進

- 令和3年4月に適応に関する情報の収集・整理・分析や技術的な助言を行う拠点として、北海道気候変動適応センターを設置し、情報の発信や自治体職員向け勉強会を開催するなど、プラットフォーム化に向けた取組を実施。

ウ その他の地球環境保全対策の推進

- フロン類適正管理の推進のため、事業者などへの立入検査を行ったほか、酸性雨による生態系への影響を把握するための土壌・森林植生モニタリング調査や海岸漂着物対策のための海洋プラスチックごみ発生抑制調査を実施。

【取組の進捗（指標・個別指標）】

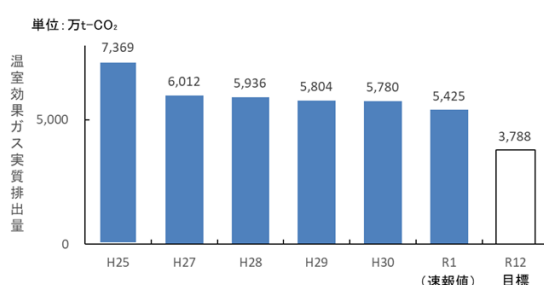
① 温室効果ガス実質排出量

令和元年度（速報値）の温室効果ガス実質排出量は5,425万t-CO₂と、前年度から6.1%（355万t-CO₂）減少。なお、本道の部門別二酸化炭素排出量は、産業部門が1,714万t-CO₂（31.8% 前年比▲8.5%）、運輸部門が1,266万t-CO₂（23.5% 前年比▲0.7%）、家庭部門が1,091万t-CO₂（20.3% 前年比▲5.6%）となっている。

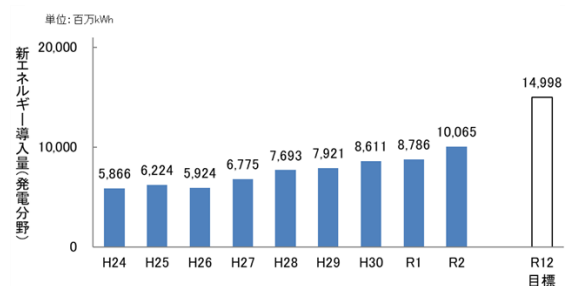
② 新エネルギー導入量（発電分野）

新エネルギー導入量発電分野（発電電力量）は増加傾向にあり、令和2年度の発電電力量は太陽光発電設備や風力発電設備の新設、中小水力の稼働率の増加により実績値が伸び、10,065百万kWhとなっている。なお、増加の内訳としては、太陽光発電403百万kWh、風力発電591百万kWhなどとなっている。

① 温室効果ガス実質排出量



② 新エネルギー導入量（発電分野）

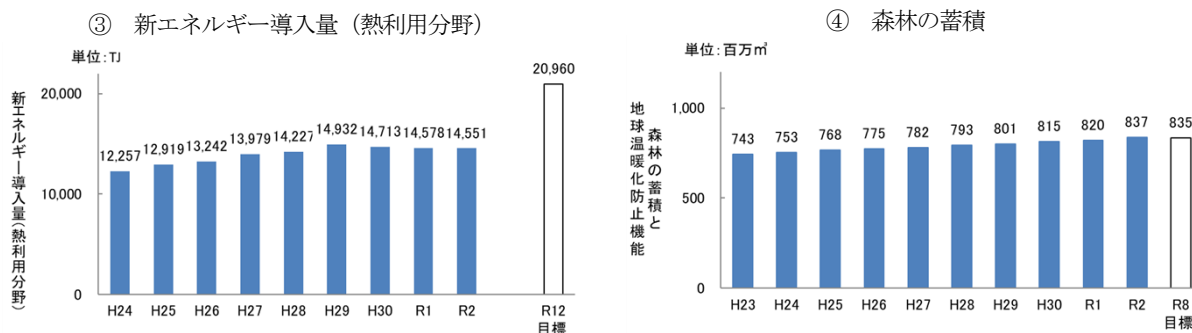


③ 新エネルギー導入量（熱利用分野）

新エネルギー導入量熱利用分野は、新設がある一方、施設の老朽化などを理由に休止・廃止する施設もあり、また、バイオマスの大型プロジェクトの熱導入が進まなかったことから、近年横ばいで推移しており、令和2年度の導入量は14,551TJとなっている。

④ 森林の蓄積

森林の蓄積は順調に増加し、令和2年度は837百万m³となっており、目標を達成。



【進捗状況の評価と課題】

○ 温室効果ガス実質排出量

温室効果ガス排出量は減少傾向にあり、引き続き、目標の達成に向けて取組を進める必要がある。特に積雪寒冷である本道の地域特性から、全国と比較し、家庭部門は1,091万t-CO₂ (20.3% 全国14.4%) と高率となっていることから、道民一人ひとりが温室効果ガス削減につながる行動を自発的に実践できるよう行動変容を促す一層の取組推進が必要。

○ 新エネルギー導入量（発電分野、熱利用分野）

新エネルギー導入量のうち発電分野は太陽光や風力発電施設の新設などにより、前年度と比べて14.6%増加している一方、熱利用分野は横ばいとなっており、目標の達成に向けて、引き続き、熱利用分野にも導入拡大が必要。

○ 森林の蓄積

森林の蓄積は目標を達成しているが、引き続き、計画的な伐採と着実な再植林などの対策を進め、森林による二酸化炭素吸収量の維持、増加に向け、活力ある森林づくりの推進が必要。

○ 総合的な評価

ゼロカーボン北海道の実現に向けて、地域特性を活かし廃棄物等を利用した環境にやさしいエネルギーの導入を進めることは、廃棄物の適正利用につながるとともに、二酸化炭素吸収・固定に寄与する森林の整備は、野生生物の重要な生息・生育環境の保全につながる重要な取組であり、環境に配慮しながら再生可能エネルギーの導入を進めていく必要がある。

【今後の取組の方向性】

ア 温室効果ガス排出抑制対策等の推進

○ 2050年までのゼロカーボン北海道の実現という目標を共有しながら協働し、道民一人ひとりの意識改革や行動変容を促進し、脱炭素型ライフスタイルへの転換など、社会システムの脱炭素化に向けた施策を着実に取り組む。

- 豊富なエネルギー資源を有効に活用した熱利用分野を含む自立・分散型エネルギーの導入に向けた施策や森林の整備・保全を進めるとともに、道産木材の利用など森林による二酸化炭素吸収源対策に一層取り組む。

イ 気候変動への適応策の推進

- 北海道気候変動適応センターの機能確保を図りつつ、道民や事業者の適応に対する関心を深め、それぞれの主体における取組が促進されるよう、関係機関等と連携して適応の情報提供や普及啓発を引き続き行う。

ウ その他の地球環境保全対策の推進

- 温室効果ガス排出抑制及びオゾン層保護のため、フロン類の管理の適正化に引き続き取り組む。
- 酸性雨のモニタリングや海岸漂着物対策など広域的な環境問題に継続して取り組む。

【令和3年度の主な取組】

ア 3Rの推進

- 3Rキャンペーンや容器包装の簡素化に関するパネル展の開催、啓発資材の作成・配布のほか、ビジネスE X P Oにおける北海道認定リサイクル製品やリサイクルブランドの製品の展示など、道民や事業者等に対する普及啓発を実施。
- プラスチックごみ削減に向け、会議ではワンウェイのペットボトル飲料は出さないなど道庁内で率先した取組を推進。また、事業者の意識を高め、環境配慮経営を定着させるため、「北海道ゼロ・エミ大賞」の表彰を実施。

イ 廃棄物の適正処理の推進

- 廃棄物の適正処理の徹底や施設整備を促進するため、市町村が「一般廃棄物処理計画」等を策定する際の助言や立入検査を実施。
- 産業廃棄物について北海道警察本部や第一管区海上保安本部など関係機関と連携し、地域の実情に合った処理体制などの情報交換や協議を行うとともに、排出事業者や処理業者への立入検査による監視・指導を実施。
- 不法投棄等の防止に向けて、ヘリコプターからの上空監視（スカイパトロール）など、関係機関と連携した監視活動や普及啓発を実施。

ウ バイオマスの利活用の推進

- 産官学で構成する「北海道バイオマスネットワーク会議」において、メールマガジンの発行やセミナーの開催など、先進的な利活用の情報を発信。
- 市町村の取組を促進するため、バイオマスの利活用システムの構築や施設整備などの支援を実施。

エ リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興

- 北海道循環資源利用促進協議会において、廃棄物の資源化に向けた課題解決のため、リサイクルの可能性などを検討。
- 循環資源利用促進税を活用し、産業廃棄物のリサイクル等の設備整備に対する補助などを実施。

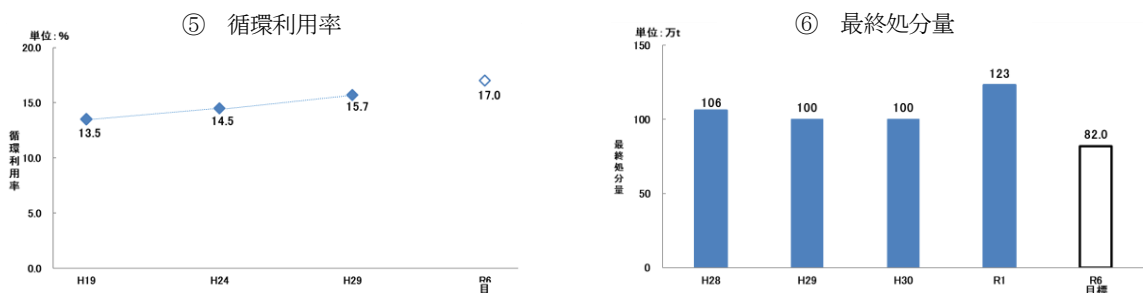
【取組の進捗（指標・個別指標）】

⑤ 循環利用率

平成29年度の循環利用率^{※1}は15.7%で平成24年度から向上している。

⑥ 最終処分量

最終処分量^{※2}は平成30年度まで横ばいで推移している。



※1 循環利用率

・投入された資源（原料、エネルギーなど）のうち、どれだけのものが再利用されたかを表す。

※2 最終処分量

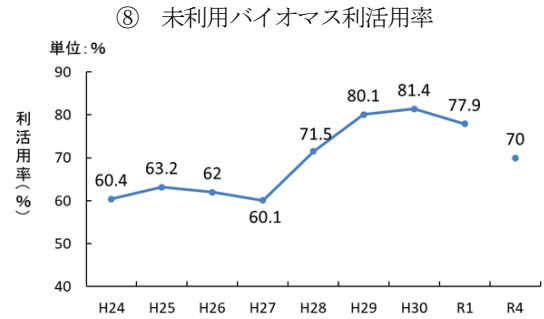
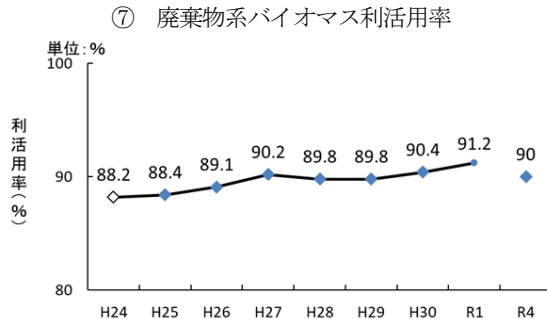
・発生した廃棄物のうち、循環利用されるもの以外の一般廃棄物と産業廃棄物の量。
 ・令和元年度から推計方法を変更。

⑦ 廃棄物系バイオマス利活用率

廃棄物系バイオマス利活用率は近年増加しており、令和元年度は91.2%と、前年度から0.8ポイント上昇し、目標を達成している。

⑧ 未利用バイオマス利活用率

未利用バイオマス利活用率は近年上昇しており、令和元年度は77.9%と前年度より3.5ポイント低下したものの、目標を達成している。

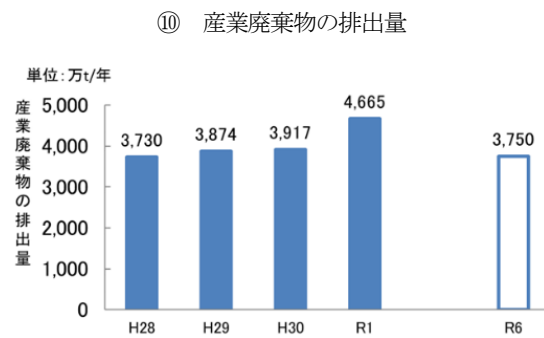
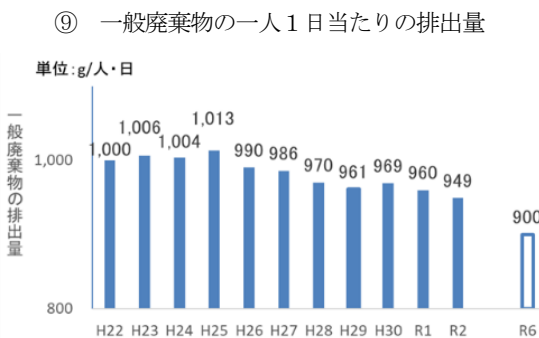


⑨ 一般廃棄物の一人1日当たりの排出量

一般廃棄物の一人1日当たりの排出量は平成22年度以降、順調に減少しており、令和2年度の一般廃棄物の一人1日当たりの排出量は949gと、前年度から11g減少しているが、目標の900g達成に向けて若干の遅れが見られる。

⑩ 産業廃棄物の排出量

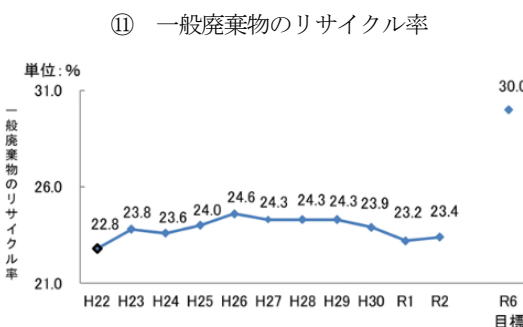
産業廃棄物の排出量は平成30年度まで微増で推移している。



⑪ 一般廃棄物のリサイクル率

一般廃棄物のリサイクル率は近年、横ばいで推移し、令和2年度は23.4%と前年度から0.2ポイント上昇しているが、目標の達成に向けて遅れが見られる。

地域別では道央広域 (25.4%) と十勝 (24.8%) が平均を上回っている一方で、道南など低い地域もあり、地域で差異が見られる。



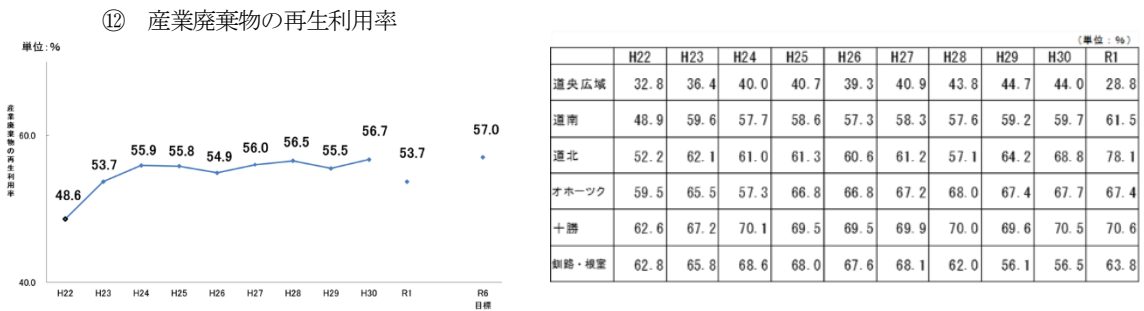
(単位: %)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
道央広域	23.3	25.0	24.6	25.2	26.2	25.8	25.9	25.9	25.4	24.8	25.4
道南	18.0	17.8	17.9	18.0	17.6	17.6	18.2	18.3	18.4	15.9	15.6
道北	22.9	23.1	23.0	22.6	23.0	22.6	22.7	22.3	22.4	22.2	21.7
オホーツク	22.1	22.0	22.1	21.7	22.1	21.3	21.4	22.0	21.7	21.4	21.0
十勝	26.7	26.4	26.4	28.0	27.8	27.2	27.0	26.2	25.6	24.9	24.8
網走・樺室	21.8	21.5	22.3	21.8	22.3	21.9	21.1	20.9	20.6	20.4	20.2

⑫ 産業廃棄物の再生利用率

産業廃棄物の再生利用率は平成 30 年度まで近年横ばいで推移している。

令和元年度の地域別の再生利用率は、道北が最も多く 78.1%となっており、次いで十勝が 70.6%となっている一方、道央広域では 28.8%とあらためて低い傾向が確認された。



【進捗状況の評価と課題】

○ 最終処分量、産業廃棄物の排出量、産業廃棄物の再生利用率

最終処分量、産業廃棄物の排出量が前年度から増加している一方、産業廃棄物の再生利用率が減少。特に道央広域では産業廃棄物の排出量が大きく増加しているにも関わらず、再生利用率は減少しており、産業廃棄物の対策が必要。

○ 一般廃棄物の一人1日当たりの排出量、一般廃棄物のリサイクル率

一般廃棄物の一人1日当たりの排出量は減少しているものの、目標の達成には至っておらず、地域別では令和2年度現在で目標（令和6年度：900g/人・日）達成は十勝のみ。また、リサイクル率は全道的に横ばい傾向にあり、排出量の削減・リサイクル推進に向けて、さらなる取組の推進が必要。

○ 廃棄物系バイオマス利活用率、未利用バイオマス利活用率

バイオマス利活用率は廃棄物系、未利用ともに目標を達成。

○ 総合的な評価

循環型社会の形成に向けて、廃棄物の減量化やリサイクルなど3Rを進めるとともに、不法投棄などを防止し、廃棄物の適正処理に取り組むことは、生活環境の保全や環境負荷の低減につながるほか、廃棄物由来の温室効果ガス排出量減少に寄与する重要な取組。また、バイオマス資源のうち未利用の林地残材を活用することは、着実な植林や適切な間伐による森林整備に伴う二酸化炭素吸収源の確保や貴重な森林生態系の保全につながることから、積極的な推進が必要。

【今後の取組の方向性】

ア 3Rの推進

- 3Rの取組を定着させるため、引き続き普及啓発に取り組むとともに、プラスチックごみの削減に係る実践行動の定着に取り組む。
- 引き続き各種リサイクル法による個別分野毎のリサイクルを推進するとともに、一般廃棄物のリサイクル率の地域差異を検討し、リサイクルに係る基盤整備の取組を支援。

イ 廃棄物の適正処理の推進

- 一般廃棄物の適正処理に向けて、市町村への情報提供や技術的支援等に取り組むほか、環境美化の普及啓発に一層取り組む。

- 産業廃棄物の適正処理を促進するため、排出事業者や処理業者に対する監視・指導等に取り組むほか、再生利用率の向上に向け、関係機関と連携して、リサイクルや減量化の推進に引き続き取り組む。

ウ バイオマスの利活用の推進

- 廃棄物系バイオマス及び未利用バイオマスの利活用率はともに目標を達成していることから、引き続き「北海道バイオマスネットワーク会議」を通じた情報共有の促進やフォーラム開催による普及啓発に取り組むとともに、地域バイオマス利活用促進事業等の補助事業により、地域のバイオマス利活用に必要な施設整備等の取組を支援。

エ リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興

- 未利用循環資源のリサイクルの可能性検討や産業廃棄物のリサイクル等の設備整備補助等に取り組むほか、北海道認定リサイクル製品など再生品の利用拡大に取り組む。

【令和3年度の主な取組】

ア 自然環境等の保全及び快適な環境の創造

- 自然公園の適正な保護と利用や湿原生態系の適切な保全を推進するため、定期的な監視活動を実施するとともに、地域での拠点整備等が図られるよう仕組みを整備。
- 地球温暖化の防止や生物多様性の保全など、公益的な機能の高い森林の保全を推進するため、農・水産業等他業種と連携し、森林の整備や保全を実施。
- 生物多様性の保全活動の推進や普及啓発、みどりの保全と創造、水辺の保全とふれあいづくりなど、快適な環境の保全と創造を推進するための取組を実施。
- 快適で魅力ある都市・農村の景観づくりなど、北海道らしい景観の維持・保全を図る取組を実施。

イ 知床世界自然遺産の厳格な保全と適正な利用

- 地元や関係行政機関が一体となって、地域主導による地域の保全と適正な利用を推進。

ウ 自然とのふれあいの推進

- 自然とのふれあいの場と機会の確保や自然の適正な利用を推進するため、自然環境にやさしいツーリズムの推進や自然公園の整備と自然体験の機会の提供、ジオパークを活かした地域づくりなどを実施。
- 動物の適正な飼養・取扱いや特定動物等の飼養などについての普及啓発と指導のほか、犬・猫の引取りや譲渡などを実施。

エ 野生生物の保護管理

- 希少な野生動植物を保護する取組や分布・生態調査を進めるとともに、盗掘防止のための監視など、希少野生動植物種の保護活動を実施。
- 「特定外来生物」(アライグマやセイヨウオオマルハナバチ)、「指定外来種」(アズマヒキガエル) 対策など、外来種の防除を実施。
- 野生鳥獣の適正な保護管理を推進するため、エゾシカの管理と有効活用、ヒグマの保護管理、アザラシの管理、狩猟の適正化、被害対策などの取組を実施。

【取組の進捗（指標・個別指標）】

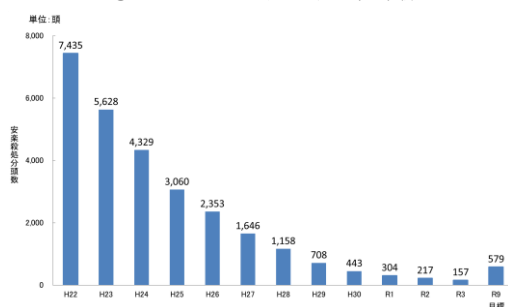
⑬ 犬・ねこの安楽殺処分頭数

犬・ねこの安楽殺処分頭数は着実に減少し、目標を達成している。

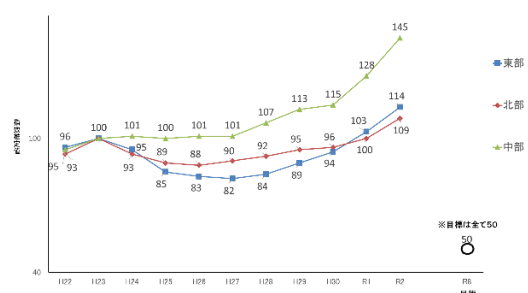
⑭ エゾシカ個体数指数（東部、北部、中部）

エゾシカ個体数指数は平成26～27年度頃まで東部・北部地域では減少、中部地域では横ばいの傾向があったが、以降は増加し続け、令和2年度はいずれの地域も目標を上回っている状況。

⑬ 犬・ねこの安楽殺処分頭数



⑭ エゾシカ個体数指数



【進捗状況の評価と課題】

○ 犬・ねこの安楽殺処分頭数

犬・ねこの安楽殺処分頭数は着実に減少し、目標を達成しているが、多頭数飼育やペット販売のトラブルなどは社会問題となっており、引き続き、飼養動物の愛護と管理に関する取組の推進が必要。

○ エゾシカ個体数指数（東部、北部、中部）

エゾシカの個体数指数は近年、いずれの地域でも上昇しており、推定生息数や農業被害額が増加していることから、捕獲対策や有効活用の推進など、さらなる取組が必要。

○ 自然環境等の保全及び快適な環境の創造

すぐれた自然地域や森林所有者等が生物多様性保全のため特に森林の整備・保全を行う面積などが増加している一方で、自然保護監視員等の人数は年々減少しており、今後は集中的、計画的な監視を行いながら、自然環境等の保全と快適な環境の創造に向けた取組の推進が必要。

○ 自然とのふれあいの推進

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度から自然公園の利用者数が大きく減少していたが、今後は増加に転じると見込まれることから、引き続き、公園施設の整備や自然体験の機会の提供、自然環境にやさしいツーリズムの推進など、自然とのふれあいの場と機会の確保や適正な利用に向けた取組の推進が必要。

○ 野生生物の保護管理

生息域が全道に拡大しているアライグマなど外来種防除の取組の推進が必要であるほか、ヒグマによる人身被害はほぼ毎年発生しており、被害の防止に向けた普及啓発とあわせて野生鳥獣の適正な保護管理の取組の推進が必要。

○ 総合的な評価

自然地域の保全や森林の整備・保全に取り組むことは二酸化炭素吸収源対策としても重要だが、そのためには、間伐材など林地残材をバイオマス資源として利活用し、森林資源循環の確立が必要。

【今後の取組の方向性】

ア 自然環境等の保全及び快適な環境の創造

- すぐれた自然環境の保全を図るため、計画的な監視等を行い、保護地域の適切な管理を図るとともに、湿原生態系の適切な保全に取り組む。
- 公益的な機能の高い森林を保全するため、地域の特性に応じた森林づくりを進めるとともに、快適な環境の保全と創造や北海道らしい景観の形成に取り組む。

イ 知床世界自然遺産の厳格な保全と適正な利用

- 世界に誇れる道民の財産である知床を将来に渡り厳格に保全するため、地元や関係行政機関と連携して、地域の保全と適正な利用への取組を推進。

ウ 自然とのふれあいの推進

- 自然とのふれあいを推進するため、自然公園の整備や自然体験の機会の提供に取り組むほか、自然環境の適正な利用を図るため、自然環境にやさしいツーリズムの推進などに取り組む。
- 動物愛護管理センターの体制の構築に向けた検討を進めるとともに、動物の適正な飼養・取扱いや特定動物等の飼養に関する普及啓発や監視・指導などに取り組む。

エ 野生生物の保護管理

- エゾシカの個体数管理や有効活用、ヒグマによる人身被害の防止や人里への出没抑制、農業被害の軽減、事故防止のための普及啓発のほか、生息状況の把握に努め、適正な保護管理を進めるなど、野生鳥獣の保護管理に関する施策に取り組む。
- 「希少野生動植物種保護基本方針」に基づき、捕獲等の規制や監視、生息地等の維持・再生、道民等との協働による監視活動などに取り組むほか、外来種の指定や防除などを推進。

【令和3年度の主な取組】

ア 大気、水などの生活環境の保全

- 大気環境について、良好な環境を保全するため、調査・監視や事業者に対する立入検査などを実施。
- 水環境について、上流域の森林地域から下流域の農漁村・都市まで流域全体で捉え、良好な水環境の確保、効果的・持続的な利用などを推進するため、公共用水域の常時監視を実施するとともに、事業場に対する立入検査などを実施。
- 騒音・振動・悪臭防止・土壌汚染・地盤沈下対策について、工場・事業場・建設作業や自動車、航空機による騒音・振動・悪臭など調査・監視を実施。

イ 化学物質等による環境汚染の未然防止

- 化学物質汚染対策や食品の安全性の確保に向け、ダイオキシン類など化学物質の調査測定や食品の環境汚染物質検査などを実施。

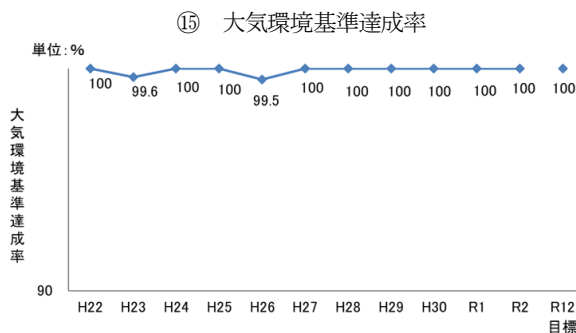
ウ その他の生活環境保全対策

- 公害苦情や公害紛争の適切な処理に努めるとともに、泊発電所に関する環境保全対策のため環境モニタリングを実施。

【取組の進捗（指標・個別指標）】

⑮ 大気環境基準達成率

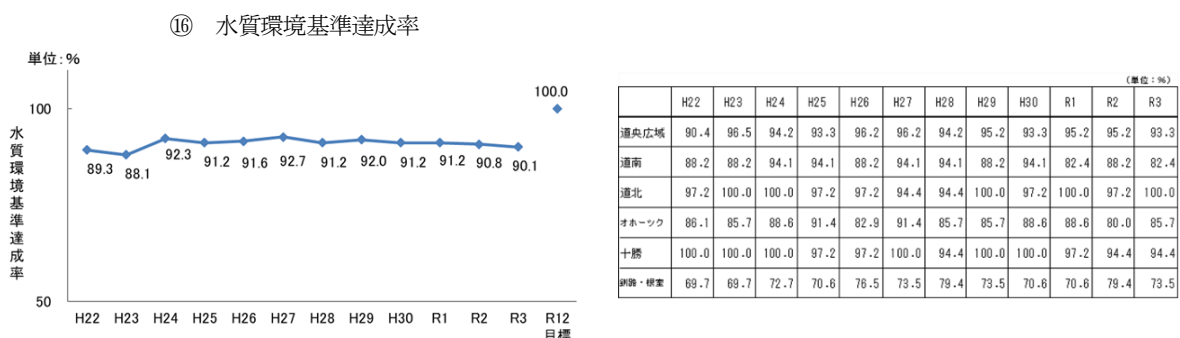
令和2年度の道及び市町村が設置した測定局での大気環境基準達成率は100%となっており、目標を達成している。



⑯ 水質環境基準達成率

令和3年度の本道の水質環境基準達成率は90.1%となっており、前年度から0.7ポイント減少している。

地域別では、道北で100%を達成し、十勝、道央広域では90%を超えている一方で、閉鎖的で大規模な湖沼、潟湖（海水湖）が存在する釧路・根室、道南、オホーツクでは、全道の90.1%を下回っている。

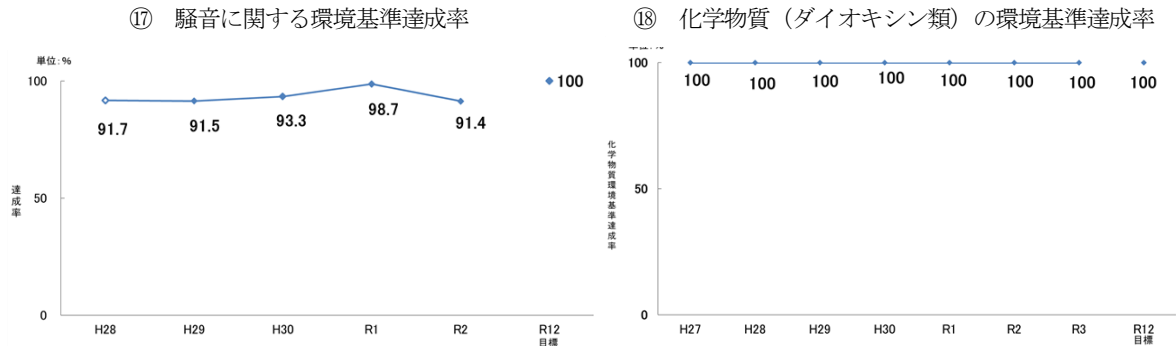


⑰ 騒音に関する環境基準達成率

令和2年度の騒音に関する環境基準達成率（一般地域）は91.4%となっており、横ばいで推移している。

⑱ 化学物質（ダイオキシン類）の環境基準達成率

化学物質（ダイオキシン類）の環境基準達成率は、測定を開始した平成12年度より継続して100%となっている。



【進捗状況の評価と課題】

○ 大気環境基準達成率

大気環境基準達成率は100%を維持しているが、安全・安心な生活と地域環境のさらなる確保に向けて、引き続き、大気環境の調査・監視や事業者に対する指導・助言等の取組が必要。

○ 水質環境基準達成率

水質環境基準達成率は90.1%と横ばいとなっており、目標に向けて調査・監視や事業者に対する指導・助言等の継続が必要。また、達成率について、地域や水域により差がみられることから、地域の状況に応じた対策の取組が必要。

○ 騒音に関する環境基準達成率

騒音に関する環境基準達成率（一般地域）は91.4%と横ばいとなっており、目標の達成に向けて引き続き、騒音対策の取組が必要。

○ 化学物質（ダイオキシン類）の環境基準達成率

化学物質（ダイオキシン類）の環境基準達成率は100%を維持しているが、引き続き、調査・監視や事業者に対する指導・助言等の取組が必要。

○ その他の生活環境保全対策

近年、公害苦情受付件数は増加傾向にあり、引き続き、公害苦情や公害紛争の適切な処理が必要。

○ 総合的な評価

安全・安心な地域環境の確保に向けて、良好な大気環境や健全な水環境の保全に取り組むことは、生物多様性の保全につながるものであり積極的な推進が必要。

【今後の取組の方向性】

ア 大気、水などの生活環境の保全

○ 良好な大気環境の保全に向けて、引き続き、窒素酸化物等大気環境の継続的な調査・監視や大気汚染防止法等に基づく立入検査等による事業者に対する指導・助言、アスベスト対策などに取り組む。

- 健全な水環境の確保に向けて、公共用水域や地下水の常時監視、水質汚濁防止法等に基づく特定事業場の監視など地域の状況に応じた対策のほか、生活排水、農薬の安全使用、休廃止鉱山鉱害等の対策、水源地域における森林整備など、関係者と連携して取り組む。
- 工場・事業場等から発生する騒音・振動・悪臭を防止するため、業務を所管する市町村と連携し、関係法令に基づく対策に取り組むほか、土壌汚染や地盤沈下対策に取り組む。

イ 化学物質等による環境汚染の未然防止

- 化学物質等による環境汚染の未然防止に向けて、ダイオキシン類の調査測定や発生施設に対する立入検査のほか、P R T R制度の適切な運用、魚介類の水銀検査などに取り組む。

ウ その他の生活環境保全対策

- 公害苦情・公害紛争の適切な処理に努めるとともに、事業者と締結した公害防止・環境保全協定に基づく指導や環境モニタリングに取り組む。

【令和3年度の主な取組】

ア 環境に配慮する人づくりの推進

- 環境活動の指導的役割を担う人材の育成や環境配慮行動の意識付けを推進するため、参加・体験型の環境教育プログラムや自然体験教室などの地域での環境学習事業や学校での環境教育などを実施。
- 様々な主体間の連携を進めるため、環境道民会議によるイベントの開催や企業との協定に基づく事業の実施、環境保全活動功労者の表彰、(公財)北海道環境財団への支援などを実施。

イ 環境と経済の好循環の創出

- 環境に配慮した事業活動を推進するため、企業による自主的な環境保全の取組を促すとともに、道自ら事業者として、率先した環境配慮の取組を実施。
- 環境と調和した産業の展開を推進するため、基準を満たした農産物にマークを表示する YES!clean 表示制度など、クリーン農業や有機農業に関する取組のほか、林業、水産業、観光産業などで、環境との調和に配慮した取組を実施。
- 環境ビジネスの振興を推進するため、環境・エネルギー関連機器の技術開発・製品開発に対する補助や環境関連産業への参入促進等に向けた支援などを実施。

ウ 環境と調和したまちづくり

- 住まいづくりにおける環境への配慮を推進するため、北方型住宅やネット・ゼロ・エネルギーハウス (ZEH) などの取組を実施したほか、環境に配慮した土地利用を促進するため、各種開発許可制度に基づき、開発事業者等に対する指導等を実施。

エ 基盤的な施策 (調査研究・情報提供・国際的な取組)

- 地域の環境問題の解決に向け、実態把握や技術開発などの調査研究、環境に関する取組状況や調査研究の成果など情報の収集・提供を実施。

【取組の進捗 (指標・個別指標)】

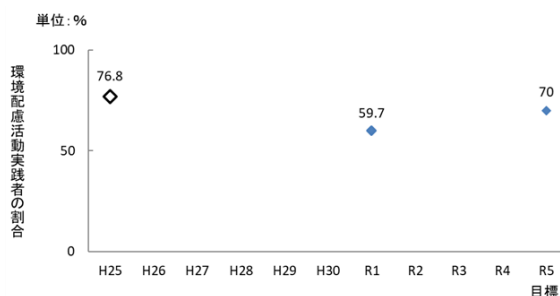
①⑨ 環境配慮活動実践者の割合

令和元年度「道民意識調査」で、日常生活において環境に配慮した行動をしている(「やや行動している」を含む)と回答した人の割合は 59.7%で、前回調査した平成25年度の割合に比べて減少している。

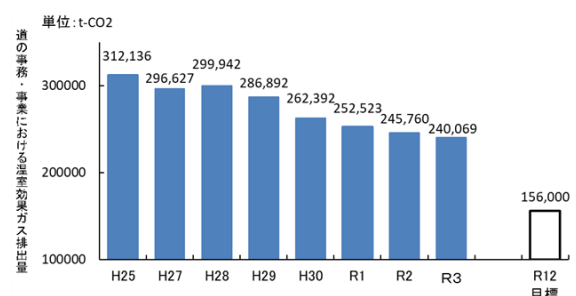
②⑩ 道の事務・事業における温室効果ガスの排出量

令和3年度の道の事務・事業における温室効果ガスの排出量は、前年度に比べて 5,691t-CO₂ (2.3%) 減少している。

①⑨ 環境配慮活動実践者の割合



②⑩ 道の事務・事業における温室効果ガス排出量

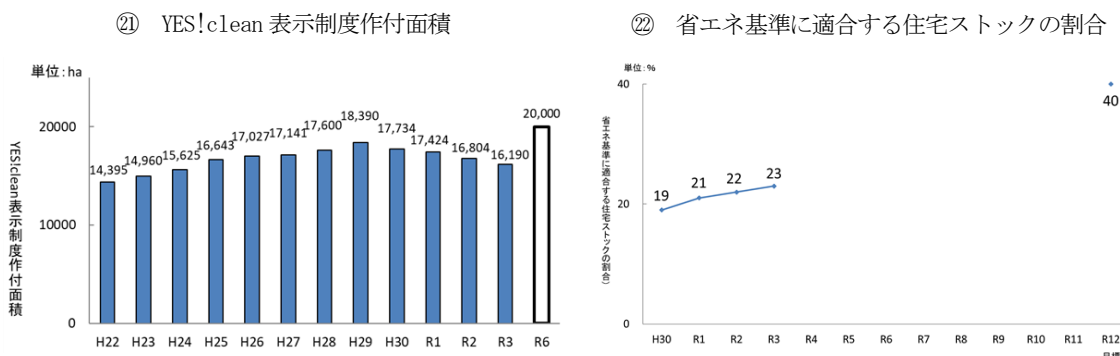


㉑ YES!clean 表示制度作付面積

YES!clean 表示制度に基づく作付面積は、気候変動による病虫害の発生や高齢化による生産集団の解散などによって減少傾向にあり、令和3年度は16,390haとなっている。

㉒ 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合

令和3年度の省エネ基準に適合する住宅ストックの割合は23%であり、順調に増加している。



【進捗状況の評価と課題】

○ 環境配慮活動実践者の割合

令和元年度の環境配慮活動実践者（道民意識調査で「日常生活において環境に配慮した行動をしている」と回答した人）の割合が平成25年度から減少しており、環境配慮行動の定着を図るため、環境教育の機会の提供や環境に配慮したライフスタイルの普及啓発の推進が必要。

○ 道の事務・事業における温室効果ガスの排出量

令和3年度の道の事務・事業における温室効果ガスの排出量は前年度から2.3%減と着実に減少しているが、目標達成に向けて、使用電力量の削減など道自らが環境負荷の低減に向け、引き続き率先行動が必要。

○ YES!clean 表示制度作付面積

令和3年度のYES!clean 作付面積は16,190haとなっており、平成29年度以降減少傾向にある。有機農業の取組と合わせ、作付面積の拡大に向けて、生産者に対する普及啓発のほか、消費者・流通業者へのPRによる消費拡大の取組が必要。

○ 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合

省エネ基準に適合する住宅ストックの割合は順調に増加しているが、脱炭素社会の実現に向けて、さらに北方型住宅やネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）など環境に配慮した住まいづくりを進めるための取組が必要。

○ 総合的な評価

環境配慮行動実践の呼びかけや「食品ロス」削減の取組など環境に配慮した北海道らしいライフスタイルの提案・普及啓発を推進することは、温室効果ガスの排出抑制や廃棄物の発生抑制につながることから、積極的な推進が必要。

【今後の取組の方向性】

ア 環境に配慮する人づくりの推進

- 環境保全意識を持ち主体的に行動できる人づくりを進めるため、引き続き、指導者の育成や効果的な活用、地域での学習活動に対する支援、学校教育における環境教育を推進するほか、「食品ロス」削減など食育の推進に取り組む。
- 民間団体等による自発的な環境保全活動を促進するとともに、関係団体の協働による活動を進めるため、環境道民会議による取組や企業との協定による事業の実施、「北海道環境サポートセンター」の運営などを行う（公財）北海道環境財団の取組に対する支援などを行う。

イ 環境と経済の好循環の創出

- 環境に配慮した事業活動を進めるため、北海道グリーン・ビズ認定制度などにより企業による自主的な環境保全の取組を促すとともに、道自ら率先して環境配慮の推進に取り組む。
- 環境と調和した産業の展開に向け、クリーン農業や有機農業の一層の啓発に取り組むとともに、「地産地消」を進め本道の安全・安心なクリーン農産物や有機農畜産物の生産及び流通・消費の拡大を図るなど、農業、林業、水産業、観光産業などにおける産業の発展と環境負荷の低減の両面に資する取組を進める。
- 環境ビジネスの振興のため、環境・エネルギー関連機器の技術開発・製品開発に対する補助や環境関連産業への参入促進等に向けた支援や関係者の連携強化、施設整備の促進などに取り組む。

ウ 環境と調和したまちづくり

- 脱炭素社会の実現に向け、省エネ基準に適合する住宅ストックを形成するため、北方型住宅の普及促進や建築物の脱炭素化、脱炭素型ライフスタイルの促進に取り組む。
- 無秩序な開発を抑制し、環境に配慮した土地利用を促進するため、一定規模以上の開発行為に対し、環境影響評価を行うなど各種開発許可制度を適正に運用する。

エ 基盤的な施策（調査研究・情報提供・国際的な取組）

- 地域の環境問題の解決に向け、道総研と連携し、実態把握や技術開発などの調査研究を進めるとともに、環境に関する施策や各種調査結果など情報の収集・提供に取り組む。